

令和 7 年 6 月 6 日

発 言 通 告 書

1. 代表質問 ②. 一般質問 3. 質疑 4. 討論 5. 緊急質問

江戸川区議会議長

島 村 和 成 殿

江戸川区議会議員

14番 滝 沢 泰 子



江戸川区議会会議規則第50条第1項の規定により、下記のとおり通告します。

記

発 言 事 項 ・ 要 旨	答 弁 者
1. いじめと真剣に向き合える江戸川区にしよう ① 江戸川区におけるいじめの重大事態の申し出件数、そのうちの認定件数および調査件数、また申し出から認定および調査開始に要するそれぞれの期間について明らかにしてください。 ② いじめの重大事態を調査する第三者委員会の事務局は、調査を受ける側の教育委員会ではなく区長部局にしよう。 ③ いじめの重大事態の調査は、保護者所見を受けての追加調査を行える調査体制としよう。 ④ いじめの重大事態の報告の公表では、被害者児童・生徒側の意向を尊重し、必要な配慮をしたうえでの報告書本体の公表、保護者所見の公表をできるようにしよう。概要版は事務局でなく調査委員会が作成するようにしよう。 ⑤ 再調査委員会の事務局は、区長部局におかず、独立した事務局を再調査委員会に設置してもらうようにしよう。 ⑥ いじめ重大事態の当事者児童・生徒のケアに重層的支援をいこう。	区長 教育長

2. 文化スポーツプラザの建物にエレベーターをつけよう

- ① 文化スポーツプラザを公共施設として設置しようとする^{しに}あたり、建物についての建築基準法にもとづく建築確認の事前相談が建築指導課と所管課の間で行われていませんでしたが、どうしてですか。今からでも行うべきものと考えますが、いかがですか。
- ② 江戸川区が条例で利用料金を定める公共施設の集会室等で車いすのままエレベーターで行くことができないところがありますか。
- ③ 公共施設を設置する建物である以上、既存不適格状態を解消するべきですが、区長はどうしていきますか。
- ④ 江戸川区行政のあり方として、公共施設の設置・運営においては、所管課が区民ニーズにこたえ、建築物にかんして法令にもとづく基本的な手順や手続きを理解し、説明する立場であるようにしてほしいですが、いかがですか。

3. 公益通報者をまもろう

- ① 消費者庁から自治体への通知、公益通報者保護法改正をうけとめて、江戸川区としてどうしていきますか。
- ② 江戸川区行政において、公益通報者がまもられるために、公益通報の外部通報者（2号通報、3号通報）の探索を要綱~~に~~区長に~~戒~~いて禁ずる~~こと~~してほしいが、どうしていきますか。

4. 歳を重ねても幸せに暮らせるまち条例について

- ① 幸せに年を重ねられるまち条例に名称を変えることを提案しますが、いかがですか。
- ② 「その希望及び能力を活かせる仕事に就き、活躍する機会を確保されるよう配慮されること」がされていない状況が最近、見受けられますが、どのように是正し、この条例をいかしていきますか。

5. 区民の区への信頼回復のため、一連の不適切契約のはじまりを明らかにするための調査を区みずからおこなってまいいてあげ、区長はどう考え、どうしますか。